

外国籍の従業員を雇用されている事業者の方へ

キャタピラー教習所株式会社
東関東教習センター

当センターの各種講習を受講させる場合には 日本語の理解力を必ず確認してください

当センターでの講習は、すべて日本語で実施いたします。

当センターでは、日本語が堪能でない方への教育効果を重視し、「読む」「聞く」について、一定の日本語理解力を提示いただけない場合には受講をお断りしております。安全知識を十分に習得できないまま就業し、知識不足から労働災害を引き起こすことのないようにするための措置です。

下記の注意事項をご承知いただいた上でお申し込みください。

共通事項:

- 受講開始後に受講者起因の理由により受講継続不可となった場合、受講料は返金致しません。
- 申込書の受講規約または重要事項説明の本人署名は、申込書提出時に必ず記入してください。
- 受講当日には、本人確認のため、在留カードまたは特別永住許可証の「原本」の提示が必要です。原本の提示がない場合は受講できません。更新手続きのために原本が手元がない場合も同様です。予約時に更新時期をよく確認してください。
- テキスト、説明資料、講師の指示説明はすべて日本語です。
- 通訳の同伴はできません。
- 講習中に特別な配慮はいたしません。
- 講師の指示が理解できないと当センターで判断した場合は、受講継続をお断りする場合があります。
- 事前学習のためのテキスト先渡し等については、ご相談を承ります。
- 通称の修了証への記載については、制限はありますが、ご相談を承ります。

技能講習:

- 修了するためには、学科および実技の両方の試験に合格することが必要です。
- 学科試験では口述試験は行いません。
- 学科試験問題にはひらがなで振り仮名をつけています。

特別教育・安全衛生教育:

- 従業員の日本語理解力を事業者に担保していただきます。
ホームページにある「受講者が十分な日本語の理解力を持つことを保証する申告書」を講習毎に作成し、申込書に添えて提出してください。添付がない場合は受講できません。
ただし、特別永住許可証を提示の場合は、上記の申告書の提出は不要です。

すべての関係者の安全安心のための施策です。ご理解とご協力をお願いいたします。


以上

キャタピラー教習所株式会社
東関東教習センター御中

受講者が十分な日本語の理解力を持つことを保証する申告書

私は、下記の者が下記の日本語の理解力を持ち、貴センター実施の講習内容を通訳なしで理解できることを、私の責において保証いたします。

また、受講開始後、講義内容が理解できないため受講継続不可能と貴センターが判断した場合は、その判断を受け入れます。

記入日	年 月 日
事業所名 事業所所在地 役職および氏名	

※社印・代表者印がない場合は直筆にてご署名ください。

記

受講者氏名 (在留カード記載のとおり)	
受講者 生年月日	年 月 日
「聞く」「読む」についての 日本語の理解力 (ひとつ選ぶ)	日本語能力試験 N3 N2 N1 相当
講習名	
講習日時	R 年 月 日 ~ R 年 月 日

※受講者の在留カードの写しを添付いたします

※日本語の理解力は、「日本語能力試験 合格者と専門家の評価によるレベル別 Can-do リスト(公益財団法人日本国際教育支援協会及び国際交流基金監修)」に基づきました。

以上

(2021/10/01)